

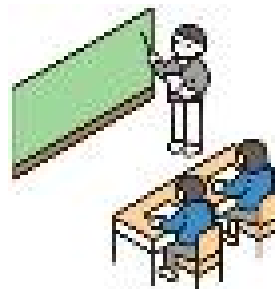
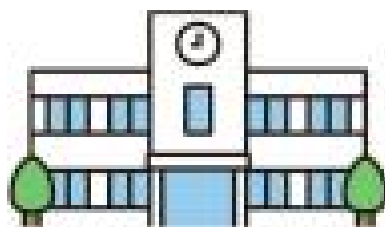
第3次市教育振興基本計画・市教育大綱策定に係る 意見交換会次第

日時 令和7年8月6日（水）
午後7時から
会場 厚木市役所第二庁舎
16階会議室A B

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 案件説明
- 4 意見交換
- 5 閉会

第3次市教育振興基本計画・ 市教育大綱策定に係る意見交換会

～未来を創る人づくりを目指して～



日時 8月6日(水) 午後7時
場所 厚木市役所第二庁舎16階会議室A B

本日の流れ

- 01 教育振興基本計画とは
- 02 教育大綱とは
- 03 なぜ今、新しい計画なのか
- 04 計画の概要
- 05 基本理念について
- 06 基本方針・施策について
- 07 今後のスケジュール
- 08 意見交換

01 教育振興基本計画とは



国の教育振興基本計画を参酌し、地方公共団体が地域の実情に応じて策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画（参考資料１参照）

法令根拠	教育基本法 第17条第2項
策定要件	努力義務
策定主体	地方公共団体

02 教育大綱とは



国の教育振興に関する基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の目標や根本を定めたもの

法令根拠

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第1条の3

策定要件

必須

策定主体

地方公共団体の長

03 なぜ今、新しい計画なのか

社会の変化

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした生活様式の変化
- ・ 少子化の加速
- ・ デジタル化の一層の進展 など



国の第4期教育振興基本計画

市総合計画（令和8年度スタート）

03 なぜ今、新しい計画なのか

★市教育大綱の改定



【現・市教育大綱】
令和3～8年度を対象期間とし、
市長部局の施策を反映し策定し
ています。

- 市総合計画の策定
- 市教育振興基本計画の改定

→上記との整合を図るため、

市教育大綱も改定します。

03 なぜ今、新しい計画なのか

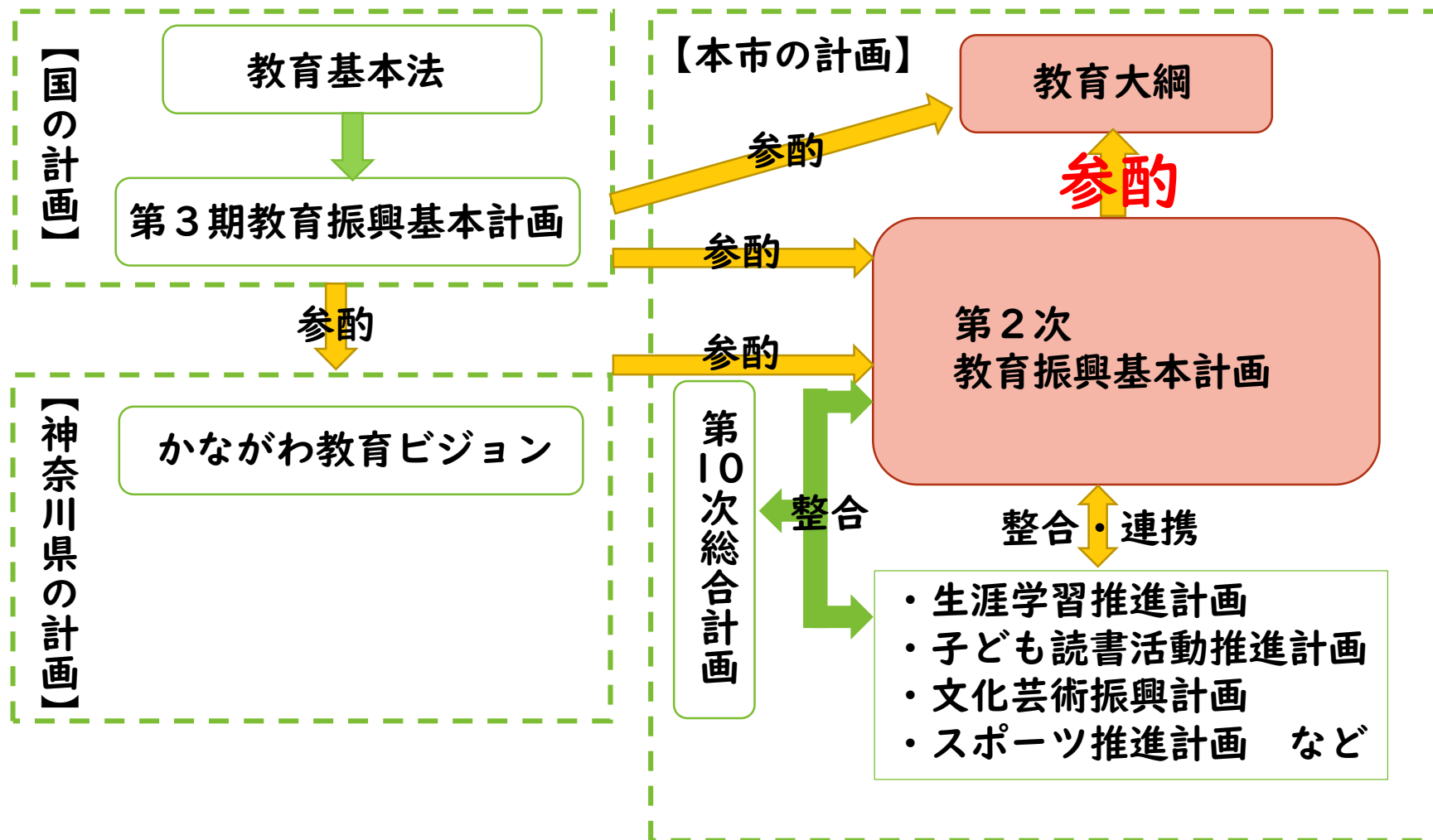
広く本市の教育の在り方を示す計画へ

- ☞ 教育大綱は教育・学術・文化の振興の**総合的な施策の大綱**であるため、計画の理念や方針として位置付けが可能です。
- ・ 教育大綱、教育振興基本計画はいずれも国の計画を参酌しています。
- ☞ 第3次計画は、広く本市の教育の在り方を示す計画とするため、**幅広い視点を踏まえ策定**します。

一体的に整理することで、
本市の教育行政の施策体系が明確化され、
「子育て・教育で選ばれるまち」の実現を
強力に押し進める共通の指針となります。

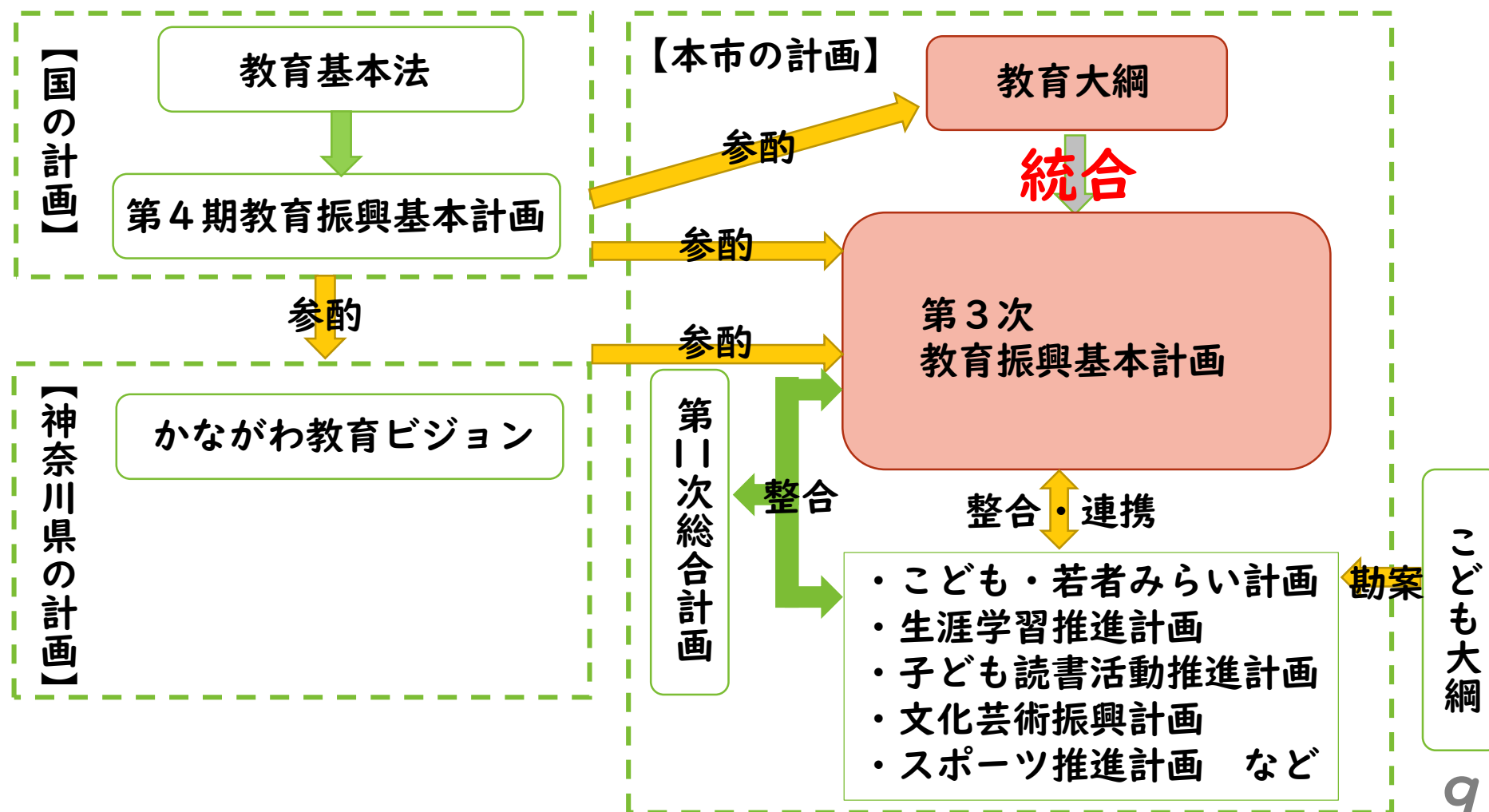
04 計画の概要

令和7（2025）年度まで



04 計画の概要

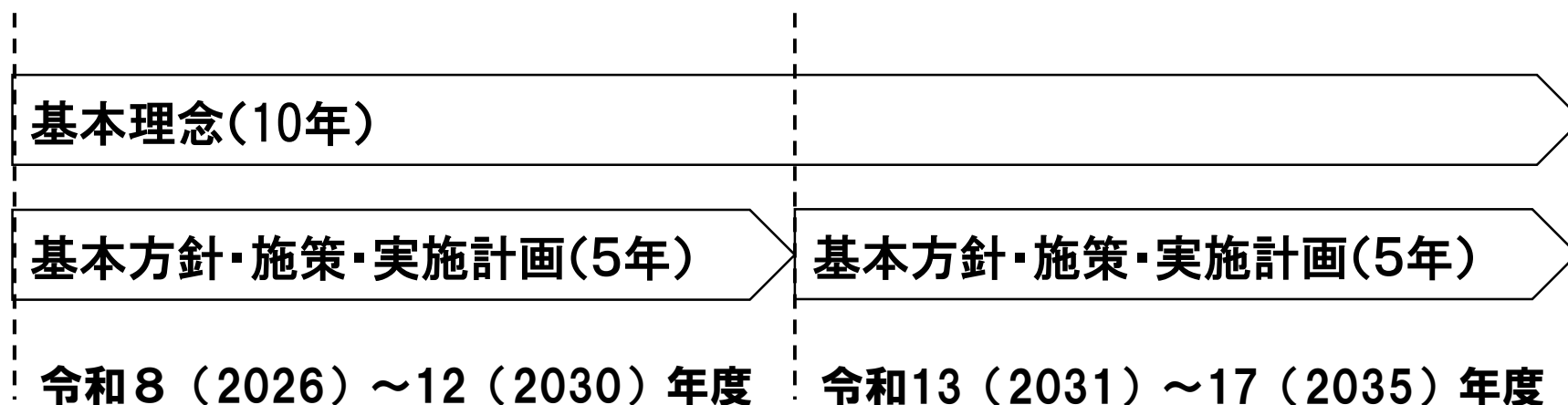
令和8（2026）年度から



04 計画の概要

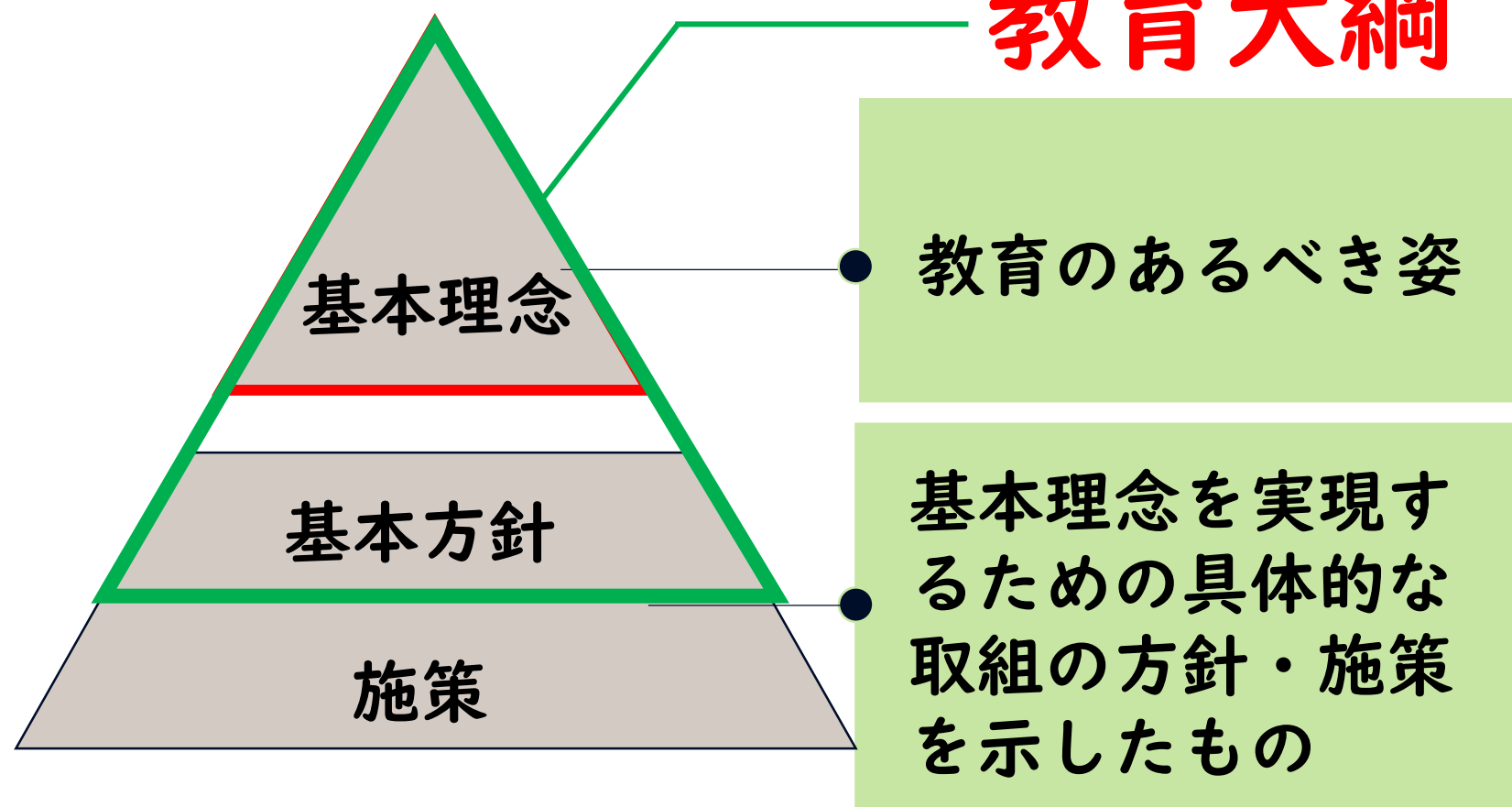
構成と計画期間

- ・計画を通して掲げるべき「基本理念」
 - ・社会状況の変化等への対応が必要と考えられる「基本方針・施策」と「実施計画」
- ⇒ **シンプルで分かりやすい構成**とします



05 基本理念について

教育大綱



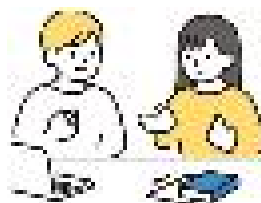
※基本理念と基本方針をもって、本市の教育大綱とします。

05 基本理念について

基本理念

未来を創る人づくり

本市の将来を自分事として捉え、自らの力で創り上げていくために「必要な力」を身に付けた人材の育成を目指します



05 基本理念について

基本理念の実現に必要な力

挑む

自ら未来を切り開いていく「挑む力」の育成

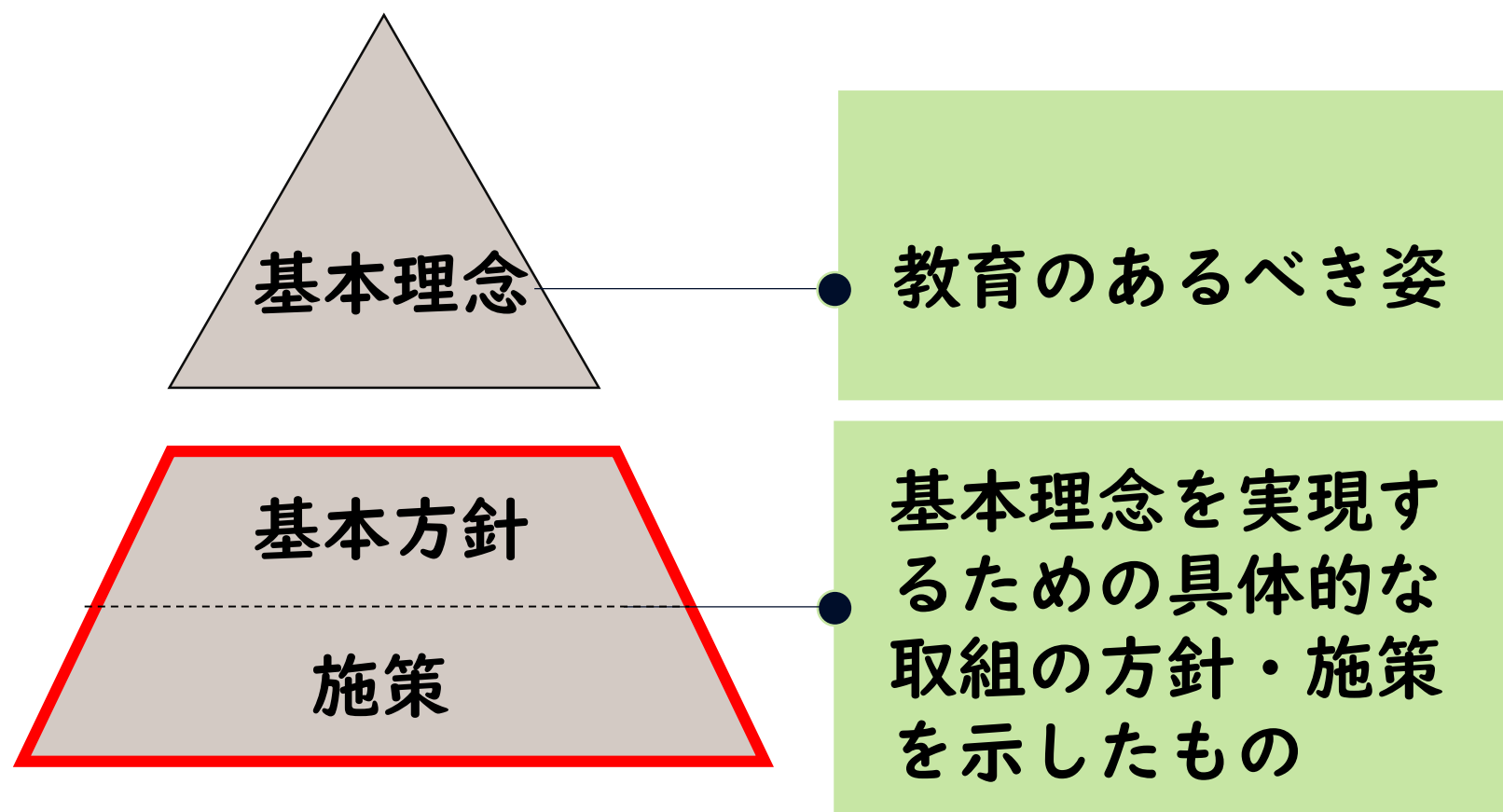
つながる

多様性を認め合い、協働して課題を解決に導く「つながる力」の育成

築く

新たな価値とより良い社会を「築く力」の育成

06 基本方針・施策について



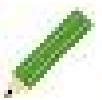
※基本理念と基本方針をもって、本市の教育大綱とします。

06 基本方針・施策について



基本方針

基本理念を実現するための考え方の柱であり、
目指す方向や教育における価値観を示すもの



施策

基本方針を実現するための取組の枠組みであり、
道筋となるもの

06 基本方針・施策について

基本方針

- 1 児童・生徒に必要な資質・能力の育成
- 2 安心・安全に、共に学ぶことができる
教育環境の整備
- 3 地域社会との連携・協働を中心とした
教育体制の充実
- 4 生涯にわたり心豊かな生活を支える
学びの推進

06 基本方針・施策について

Ⅰ 児童・生徒に必要な資質・能力の育成

【施策】

- ・ 確かな学力の育成
- ・ 豊かな心の育成
- ・ 健やかな体の育成



06 基本方針・施策について

2 安心・安全に、共に学ぶことができる 教育環境の整備

【施策】

- ・ 安心・安全な教育環境の整備
- ・ 就学のための援助
- ・ 切れ目のない学びの環境整備
- ・ 共に学び育つ教育の推進
- ・ 教職員の指導力と働く環境の向上
- ・ 新たな教育に向けた基盤整備



06 基本方針・施策について

3 地域社会との連携・協働を中心とした教育体制の充実

【施策】

- ・家庭教育の支援
- ・家庭・地域・学校の連携・協働の推進
- ・社会教育の充実



06 基本方針・施策について

4 生涯にわたり心豊かな生活を支える 学びの推進

【施策】

- ・ 文化芸術の振興
- ・ 読書活動の推進
- ・ スポーツ活動の推進
- ・ 生涯学習の推進



07 今後のスケジュール

【パブリックコメント】（予定）

令和7（2025）年12月1日
～令和8（2026）年1月4日

【計画施行】

令和8（2026）年4月

市民の皆様の声が未来の教育をつくれます。
継続的な参加をお願いします。

08 意見交換

第3次市教育振興基本計画・市教育大綱について、御参加の皆様から御意見等を頂きたいと存じます。

御意見等がある方は、挙手をお願いいたします。

なお、御質問にはこの場でお答えいたしますが、御意見や御提案については、後日市の考え方と併せて御意見の概要を公表させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

意見交換会を終了します。

本日は、御参加いただき、
ありがとうございました。

お気を付けてお帰りください。

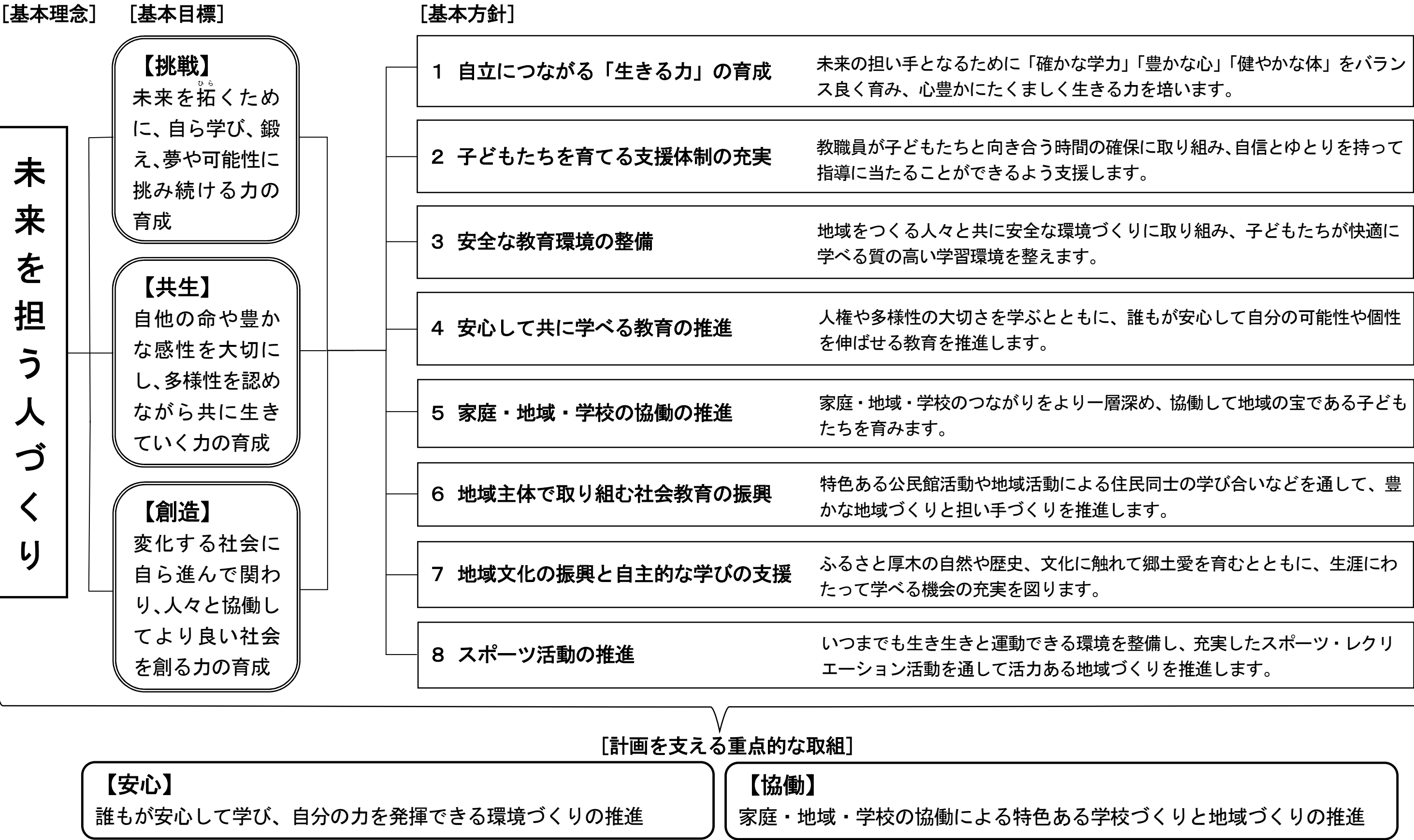
意見等提出用紙 提出先

窓口・郵送:〒243-8511 厚木市教育総務課(第二庁舎5階)

ファックス:046-224-5280

Eメール:7800@city.atsugi.kanagawa.jp

第 2 次厚木市教育振興基本計画の構成図 （計画期間：令和 3 （2021） 年度～令和 14 （2032） 年度）



未来を担う人づくり

基本目標

三つの 約束

つなぐ

人と人とのつながりを深める教育と、地域で育まれてきた文化・伝統や豊かな自然を未来へつなぐ教育の実現

支える

安心・安全で快適な環境を整備し、一人一人の健やかな心身の成長を支える教育の実現

伸ばす

一人一人が伸び伸びと自分らしく輝けるよう、個性や特長を伸ばす教育の実現

三つの 力

挑戦

自ら学び、鍛え、未来を拓き、夢や可能性に挑み続ける力の育成

共生

自他の命や豊かな感性を大切にし、多様性を認めながら共に生きていく力の育成

創造

変化する社会に自ら進んで関わり、人々と協働してより良い社会を創る力の育成

基本方針

- 1 多様化する子育てニーズに対応した支援を充実させ、笑顔で子育てできる環境をつくります。
- 2 先進的な教育を実践し、社会の変化に柔軟に対応できる力を育み、いつでもチャレンジできる環境をつくります。
- 3 子どもたちが未来の担い手となるために「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランス良く育み、心豊かにたくましく生きる力を培います。
- 4 教職員が子どもたちと向き合う時間の確保に取り組み、自信とゆとりを持って指導に当たることができるよう支援します。
- 5 地域をつくる人々と共に安心・安全な環境づくりに取り組み、快適に学べる質の高い学習環境を整えとともに、事故や犯罪、災害などから子どもたちを守ります。
- 6 平和や命の尊さ、人権や多様性の大切さを学ぶとともに、誰もが安心して自分の可能性や個性を伸ばせる教育を推進します。
- 7 家庭・地域・学校のつながりをより一層深め、協働して地域の宝である子どもたちを育みます。
- 8 特色ある公民館活動や地域活動による住民同士の学び合いなどを通して、豊かな地域づくりと担い手づくりを推進します。
- 9 ふるさと厚木の自然や歴史、文化・芸術に触れて郷土愛や豊かな感性を育むとともに、生涯にわたって学べる機会の充実を図ります。
- 10 いつまでもいきいきと運動できる環境を整備し、充実したスポーツ・レクリエーション活動を通して活力ある地域づくりを推進します。

対象期間：令和3年度から令和8年度までの6年間

第3次市教育振興基本計画・市教育大綱に関する意見等提出用紙

提出日：令和7年 8月 日

氏 名 (名 称)	(フリガナ)	
住 所 (所 在 地)	〒	
電 話 番 号 (携 帯 電 話 可)	※ 御意見等の内容等を確認するために、御連絡させていただくことがあります。	
御 意 見 等	該当箇所	内 容

御意見等	該当箇所	内 容

※ 注意事項

- ① 提出された御意見等は、第3次厚木市教育振興基本計画の策定に当たって参考とさせていただきます。
- ② 提出された御意見の概要を公表させていただきます。その場合に、同趣旨の御意見が複数ある場合には、取りまとめて公表することがあります。また、個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
- ③ 御記入いただいた個人情報につきましては、厚木市個人情報保護条例の規定に基づき、適切に管理いたします。

御意見等の提出方法とお問い合わせ先

提出期限	令和7年8月13日 水曜日（必着）
持参の場合	厚木市役所第二庁舎5階教育総務課に直接お持ちください。
郵送の場合	〒243-8511 厚木市中町3-17-17 厚木市教育総務課 宛て
FAXの場合	(046) 224-5280
電子メールの場合	7800@city.atsugi.kanagawa.jp
お問い合わせ先	教育総務課 教育企画係 電話番号 (046) 225-2663(直通)